

訪問看護料金表(医療保険)

後期高齢者(75歳以上)		1割～3割	
社会保険	国民健康保険	高齢者受給者(70～74歳)	1割、現役並み所有者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

◎基本料金詳細

◎基本料金詳細				金額	
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日1回につき)		週3日目まで		¥5,550	
		週4日目以降		¥6,550	
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問看護)				¥12,850	
※同一建物内の複数(2人)の利用者の同一日に訪問した場合					
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)(1日につき)		週3日目まで		¥5,550	
		週4日目以降		¥6,550	
※同一建物内の複数(3人以上)の利用者の同一日に訪問した場合					
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)(1日につき)		週3日目まで		¥2,780	
		週4日目以降		¥3,280	
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問看護)				¥12,850	
※在宅療養に備えた外泊時(入院中に1回、厚生労働者が定める疾病等は入院中に2回)					
訪問看護基本療養費(Ⅲ)				¥8,500	
訪問看護管理療養費 Ⅰ (1日につき)		月の初日		¥7,670	
		2日目以降		¥3,000	
精神科訪問看護 基本療養費 Ⅰ	保健師 看護師 作業療法士による場合	週3日まで	30分以上	¥5,550	
			30分未満	¥4,250	
		週4日以降	30分以上	¥6,550	
			30分未満	¥5,100	
精神科訪問看護 基本療養費 Ⅲ	保健師 看護師 作業療法士による場合 (同一日に2人)	週3日まで	30分以上	¥5,550	
			30分未満	¥4,250	
		週4日以降	30分以上	¥6,550	
			30分未満	¥5,100	
	保健師 看護師 作業療法士による場合 (同一日に3人以上)	週3日まで	30分以上	¥2,780	
			30分未満	¥2,130	
		週4日以降	30分以上	¥3,280	
			30分未満	¥2,550	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(入院中の利用者が一時的に外泊する場合算定)				¥8,500	
難病等複数回数訪問		1日2回の訪問		¥4,500	
		1日3回以上の訪問		¥8,000	
訪問看護療養費(1日1回につき) 乳幼児加算				¥1,500	
複数名訪問看護師加算	看護職員 + 保健師,助産師,看護師,リハビリスタッフ(週1回)			¥4,500	
	看護職員+准看護師(週1回)			¥3,800	
	看護職員+看護補助者			1日に1回	¥3,000
				1日に2回	¥6,000
				1日に3回以上	¥10,000
複数名精神科訪問看護加算	看護師または保健師 + 保健師 看護師 作業療法士	1日に1回	¥4,500		
		1日に2回	¥9,000		
		1日に3回以上	¥14,500		
	看護師または保健師 + 准看護師	1日に1回	¥3,800		
		1日に2回	¥7,600		
		1日に3回以上	¥12,400		
	看護師または保健師 +看護補助者 週1回			¥3,000	
訪問看護ベースアップ評価(Ⅰ)				¥1,050	
訪問看護物価対応料 1	月の初日の訪問の場合			¥60	
	月の2日目以降の訪問の場合			¥20	

病状等によっては下記の料金が加算されます

早朝・夜間加算（6時～8時、18時～22時）		¥2,100
深夜加算（22時～6時）		¥4,200
長時間訪問看護・指導加算	週1回まで ※1 厚生労働省が定める状態の場合週3回まで	¥5,200
緊急時訪問看護加算（1か月につき）	月14日目まで	¥2,650
	月15日目以降	¥2,000
特別管理加算（1か月につき）	月1回 ※2	¥5,000
	月1回 ※3	¥2,500
退院時共同指導加算（1か月につき）（状況に応じ月2回限度）		¥8,000
特別管理指導加算		¥2,000
退院支援指導加算		¥6,000
在宅患者連携指導加算（1か月につき）		¥3,000
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1か月につき2回まで）		¥2,000
ターミナルケア療養費（Ⅰ）		¥25,000
ターミナルケア療養費（Ⅱ）		¥10,000
特別地域訪問看護加算（片道1時間を要する場所、所在地が特別地域等）		所定額の100分の50相当
訪問看護医療情報連携加算	月1回	¥1,000
訪問看護遠隔診療補助料（1日につき）	月1回	¥2,650

※1 人工呼吸器を使用している状態にある方・特別訪問看護指示期間の方・特別な状態にある方等

※2 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方等

※3 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方等

上記の対象者に対して1時間30分を超える訪問看護を行った場合に加算されます。

利用者のご希望によりご契約された場合、下記の料金が加算されます。

24時間対応体制加算（1か月につき）	¥6,800
訪問看護情報提供療養費3	¥1,500
訪問看護情報提供療養費2（月1回限度） 小中学校の求めに応じて指定訪問看護の状況を示す文書を添えて情報提供した場合に算定	¥1,500
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	¥50

◎ 体制が整い次第、加算を追加・変更することがあります。

◎ 合計金額は、10円未満は四捨五入になります。

◎その他の費用

医師の指示以外の休日訪問加算 1日		¥1,000
交通費 ※氷見市/高岡市以外の訪問は交通費をいただきます。	片道10km未満	500円
	片道10km以上	1kmにつき 20円
死後の処置料		¥10,000

※日常生活用具、物品、材料費等は自費とさせていただきます。

上記の料金内容でご不明の場合は、お尋ねください。
訪問看護ステーション 十色